

第33回香川県環境影響評価技術審査会会議録

1 日 時 令和6年5月30日(木) 13時30分～15時30分

2 場 所 香川県庁 本館12階 第7会議室(Web会議併用)

3 出席委員

7名

4 その他の出席者

・事務局 3名

県環境森林部 環境政策課

・事業者 計7名

東急不動産株式会社

一般財団法人日本気象協会

5 欠席委員

2名

6 議 題

・会長の選出について

・環境影響評価制度について

・(仮称)徳島鳴門風力発電事業について

7 議事の経過

別紙のとおり

香川県環境影響評価技術審査会 会議録

令和6年5月30日(木) 13:30~15:30

香川県庁 本館12階 第7会議室

司会	(開会)
課長	(課長挨拶)
司会	<p>(資料確認) (委員紹介)</p> <p>本審査会の出席者数は、9名中7名である。 「香川県環境影響評価技術審査会運営規程」第2条第3項で定める「委員の2分の1以上の出席」の要件を満たしているので、本日の審査会は成立していることを報告させていただきます。</p> <p>会議に入る前に、委員の皆様へ報告とお諮りするものがそれぞれ1点ある。 まず、報告だが、本審査会の開催を一般に周知したところ、傍聴希望者はいなかった。 次にお諮りするものだが、東急不動産株式会社と一般財団法人日本気象協会からの事業説明について。審査会の運営規程第4条では、委員以外の者の出席について会長が審査会に諮ることとなっているが、本会ではまだ会長が選出されていないので、事務局から委員にお諮りする。事業主体の東急不動産株式会社と方法書の作成に関わる一般財団法人日本気象協会から、直接、事業概要について説明を受けたいと考えているが、東急不動産株式会社と一般財団法人日本気象協会の会議への出席を許可してよろしいか。 (委員了承) では、入室を許可したい。</p> <p>次第に従い、会議を進める。 本日開催する環境影響評価技術審査会は、(仮称)徳島鳴門風力発電事業に伴う環境アセスメントの実施方法について、香川県環境影響評価条例第10条の規定に基づき、知事から審査会に諮問するもの。手続き等、今後の流れについては、議事の中で説明する。</p> <p>まず、議題1の会長の選出についてお諮りする。 資料1の条例第39条の規定により本審査会の会長は委員の互選により定めることとなっているが、どうするか。</p>
委員	この委員会に長く務められ、卓越した知見を持たれておられる〇〇委員を推薦したいと思う。
司会	ただいま、〇〇委員に会長をお願いしたいという発言があったが、よろしいか。 (異議なし) それでは、〇〇委員に会長をお願いしたいと思う。
委員	<p>(会長挨拶)</p> <p>議事に入る前に、会長の職務代理者と本日の会議録の署名委員を指名させていただく。会長職務代理に〇〇委員を、会議録の署名には〇〇委員と〇〇委員をお願いしたいと思うがよろしいか。 (会長職務代理、署名委員了承)</p>
委員	議題2の環境影響評価制度について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局	<p>(環境影響評価制度について説明)</p> <p>本事業は徳島県内の事業であるが、環境影響範囲に東かがわ市が含まれているため香川県でも審査会を開催することとなった。ただ、香川県に影響する環境要素は限られていると考えられるため、審議内容の項目については後ほど意見ををお願いしたい。</p>
委員	議題3の「(仮称)徳島鳴門風力発電事業」について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局	<p>(「(仮称)徳島鳴門風力発電事業」について、手続きの流れを説明)</p> <p>事業概要と方法書の内容については、事業主体の東急不動産株式会社から説明をお願いしたい。</p>

事業者	(会社概要、事業概要、方法書の説明)
委員	方法書に対する住民意見の概要について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局	方法書について、3月19日～4月22日まで縦覧し、5月7日まで意見を募集したところ、資料5のような意見が出ている。今回多くの意見が出ているためここで紹介することは避けるが、鳥類に係る意見が多く、その他にも景観や廃棄物処理に関する意見があった。この住民意見の概要については後日確認いただきたい。
委員	本事業計画について質疑を行いたいと思うが、質疑を行う前に事務局から質疑内容についてお諮りしたいことがあるということ。説明をお願いしたい。
事務局	本事業は徳島県内の事業であり徳島県で環境影響評価審査会が開催されるが、影響範囲に東かがわ市が含まれているため香川県でも審査会を開催することとなった。このような案件は香川県では過去なかったため、審議内容について2点お諮りする。 1点目は、現地調査について。 香川県では、通常、現地視察を行っているが、今回の案件は、①実施場所が県外であること及び②方法書において香川県が影響範囲に含まれるとされている影響評価調査項目が景観のみであることを踏まえ、現地視察を省略している。今後審議する中で、必要と判断された場合にのみ現地視察を実施したいと考えているがよろしいか。
委員	現地視察は省略したいとのことだが、よろしいか。
委員	この審査会では、方法書の説明があり、中身について審議をし、意見があれば意見をするという位置づけかと思っている。本日事業者から説明があったのは、方法書の中で後半部分に当たるところ。どういった方法で調査をするかということは詳細に説明されていたが、その調査項目や調査方法が妥当であるかということ判断するための重要な情報である、「この場所がどういう自然環境や社会状況にあるのか」という方法書の前半に書かれている内容は説明されなかった。どこの調査方法を議論、検討するにあたって、その場所がどういう状況であるのかということ理解できないと、それがどうなのかは分からない。そのため、県の方から提案されている、現地調査を行わないということについては、まず、どういう状況のところにあるのかの説明があった上で、今回我々委員としても、現地を見なくても構わないという判断に行き着くかなと思っている。
委員	その件について、おそらく2つ目の項目にも絡んでくるのかなと思う。少しこの次の審議項目も聞いてから決めていただくということによろしいか。
委員	(了承)
事務局	2点目は、審議する環境影響の項目について。 方法書によると、香川県内で影響を及ぼすとされる項目は景観のみである。これから審議を行うにあたって、景観のみを議論するのか、その他の項目についても影響が考えられるため議論するのか、先に整理できればと考えているがいかがか。
委員	補足すると、事務局の方で景観のみと位置付けられているのが、方法書の272ページ。風力発電の設置予定範囲から10.4kmの範囲を対象としているということで、現在、引田、東かがわ市が、該当することになる。そこで該当してくる項目として、景観が関わっていることが事務局からの説明である。そのため、景観についてはぜひともご意見いただきたい。その上で、その他の項目について、先ほど説明があったこの事業内容がいいのかどうかということについても、ここで議論するかどうか検討したいが、それについては徳島県の方で行っており、現在香川県の方で行うこととしては、この方法書に従うと、景観が該当していると考えての提案ではないかと思う。
委員	景観のみを審議対象とするということは承知した。ただ景観を審議対象とするにあたり、景観に関する調査項目や方法を考える上では、東かがわ市から事業地の方を見た場合にどういう状況にあるのかということは現段階でも説明が必要だと思う。
事業者	(方法書117ページから119ページについて説明)
委員	今後調査をするということは理解しているが、東かがわ市から見た景観の写真が1枚でもあればイメージが付きやすい。
事業者	現時点は方法書の段階で、今後実施する予定の調査の方法や予測の方法を整理したところである。方法書の手続きが終われば、実際に現地調査を実施する予定であり、そこで景観については各地点からの写真撮影を行い、フォトモンタージュを作成し、準備書の中でまた説

	明をしたい。
委員	現在は環境アセスの調査や予測を行う前の段階なので、資料作成はその後になるという理解でよいか。
事業者	そうである。
委員	景観については 10.4km 範囲の施設について記載があるが、この中で引田城跡がある。これは国史跡であり非常に重要なもの。引田城跡からの眺望というのも本質的な価値の1つとして挙げられる。その引田城跡がこの範囲に入っているという認識をしてもらいたい。その後、調査方法についてはまたこの後で話を聞きたい。
委員	渡り鳥の調査だが、最初の方のページ見ると、結構広範囲で通過するということになると思うが、その影響範囲をどのように考えているか。同様に大気環境についてもどれぐらいの範囲か決めるという何か基準があるのかと思うが、そのことについて教えてほしい。
事業者	渡り鳥に関しては、大体東から西、西から東というルートで、大きく飛ぶというふうなヒアリングを受けており、そういった流れを見られるような調査地点というところで、今、地点を配置している。ただ、実際の調査地域については、植生が変わっていたりするので、そういったところがあれば、また見直しをかけたい。 また、調査範囲は、対象事業実施区域ということで黒い線で囲んであり、風車配置予定範囲は赤い線で囲っているが、そこをどのような鳥類が通過していくのかをまずは重点的に調査していきたいと考えている。そのため、その周辺を囲むような形で調査範囲をとっており、対象事業実施区域からプラス1km～1.5km ぐらいの範囲での調査になると考えている。
委員	その範囲というのは、一般的にその程度の範囲を調査するというのが通例のような形か。
事業者	そうである。猛禽類も同様なのだが、猛禽類の場合は、行動範囲が他の大型の鳥よりも広いということもあり、対象事業実施区域からプラス 1.5km ぐらいを調査範囲として考えている。その中で営巣地がありそうな場所等があれば、多少広げた形で、繁殖状況を確認する調査も含めて、実施していくようになっている。渡り鳥もそういった範囲をとるような形にしているが、渡り鳥は集中する場所というところがあるので、そういった場所は、対象事業実施区域とはちょっと離れたところに対象地点というのを取る場合もあるが、今回は比較的、猛禽類と通過していく部分が重なっているというヒアリング結果もあるので、まずはこの対象事業実施区域内の範囲をしっかりと把握していきたい。
委員	補足だが、意見書の中で香川県から阿讃山脈、讃岐山脈にやってくるコウノトリのことについても懸念されているので、そういった点についてもしっかりと調査してほしい。
事業者	渡り鳥というのは飛ぶ前後のところでも影響がある可能性がある。渡り鳥の中では小さい鳥を確認するが、飛翔状況まで追うことは難しい。まずは渡り鳥に関しては、ある程度どこからどこへ飛んでいるのかということもしっかりと記録していきたい。
委員	もう一つの質問、大気環境についてはいかがか。
事業者	騒音・振動・低周波音を選定しており、風車設置予定範囲を中心として、そこに近い民家・集落への影響として、約700m～1.5km 離れた範囲の住居を選定している。工事中の騒音・振動は、工事用車両の走行するルートの中で、住居のある地域ということで、地点を選定している。
委員	方法書 38 ページ以降に色々と環境物質の値が記載されているが、それは直接的には関係なく、203 ページの表についてのみ対象となるということか。
事業者	そうである。3 章は、地域の概要ということでどのような生活環境や自然環境であるか、あるいは、法令がどのような設定になっているのかを整理している。それを踏まえて、今後どのような調査が必要なのかを 4 章に絞り込んでいった。
委員	44 ページに騒音の現状があるが、徳島県のみデータか。
事業者	そうである。徳島県では、この周辺で実測がないという状況だったので、現地調査を行い、この地域の状況を把握していこうと考えている。
委員	景観は、フォトモンタージュで評価するということだと思う。準備書とか評価書は基本本文書で作らないといけないので、静止の写真になると思うが、例えば動画みたいなものを作って、ホームページなどで公開をして、動いているときの様子がどうなのかというのを、努力義務で、可能な範囲で作成してみたら、意見書にたくさんある「風力発電はやめてください」というところもクリアにできるのでは、と感じた。ただ最終的には文書にまとめないと

	<p>いけないのでどこまでできるかお任せしたい。</p> <p>もう1つは、方法書の中の選定のところで、通常よく温室効果ガス等がある。意見書の中で、「なぜCO₂を吸収して酸素を作る木を切るんだ」とあるが、これも可能な範囲でよいが、どれくらいの森林を改変することによってどれくらいの二酸化炭素の吸収量が減るのかというものを書いてもよいと思った。</p>
事業者	<p>景観については、動画は図書には載せられないので、例えば準備書の住民説明会のときに見ていただくみたいなことは、可能かどうか検討したい。</p> <p>温室効果ガスについても、準備書に反映するかしないか検討したい。</p>
委員	意見書でもそのあたりの意見は多く出てきているので、ぜひお願いしたい。
委員	鳥への影響ってというのが一番気になる。9月ぐらいに鳴門のあのあたりで猛禽類が集団で移動してくる時期があるということを知ったことがある。鳥の移動時期というのは、限られた期間だとは思いますが、地元の人情報を得て、どういうルートで渡りがある、それに対してどういう影響がありそうなのかということ調べて欲しい。
事業者	<p>ヒアリングもしており、秋は鳴門方面からこちらの方に渡ってくるような鳥が多くいる。特に猛禽類の中で、サンバという鳥が、かなりの数通過するというお話は何っており、どういった形で、どれくらいの幅で、どれくらいの数がいるところを、こちらでも把握したい。ただ、なかなかピークに当たるとか当たらないとかはあるので、過去のデータがホームページに出ているのでそれも参考にしながら、あとはやはり当日の天候等が一番だと思っているので、それも加味しながら調査していきたい。</p>
委員	確か徳島県はクマタカが非常に重要な鳥だと伺っており、毎月調査もしているはずだと思うので、そういった調査のデータもしっかりと確認しながら、方法書の作成についてもお願いしたい。
委員	<p>269 ページの景観に関する、調査、予測及び評価の手法に、景観資源の状況として、文献その他の資料調査、調査地域に存在する山岳、湖沼等の自然景観資源、歴史的文化的財等の人文景観資源の分布状況を文献等で把握するということが書かれている。ただ、この人文景観資源の分布状況の調査によって把握した上で、それがどのように表現されるのか、調査結果としてはモニター写真の中にもどのように表現されるのかということが不明確なので、是非ともそこを明確にして、準備書の作成をしてほしい。ちなみに東かがわ市の引田側から、この事業地の景観に関しては、向きとすると東側になる。この向きというのは、非常に文化的な景観を醸し出している場所というふうに認識している。引田の町、港町である。この港町には、室町時代から、阿波の国から讃岐の国に向けて多くの船が入ってきたという記録もある。引田というこの町並みの人からすると、東を向いた視覚というのは、常に意識をして生活の中に入っている。また、文化を感じさせる方向であると認識している。引田城跡の歴史からしても、この海を渡って、戦国時代に豊臣軍がきたというような、そういった歴史的価値もあるところである。そのため、調査方法として、歴史的文化的財等の分布、人文景観資源の分布の状況を調べた後、その結果を十分に評価し、結果として示してもらえればというのが希望である。</p>
事業者	<p>270 ページに、調査を踏まえて、予測の基本的な手法を記載している。まず1つ目に、主要な眺望点及び景観資源の状況についてである。これらを踏まえて、影響の有無を予測する。2番目に主要な眺望景観の状況で、フォトモニターを作って予測する。また、評価の手法では、これらの予測の結果を踏まえて、評価をしていくことを考えているので、その結果については、今後の準備書で整理して説明したい。</p>
委員	事前に資料を送ってもらったので、そこは十分理解した上で質問した。現状の評価の手法、表現の仕方については、不十分でないのかと思ったので意見した。
委員	これは徳島県の事業所だが、ぜひ香川県の東かがわ市の景観についても、しっかりと理解してもらいながら準備書を作成してほしい。
委員	<p>基本的なところを教えてもらいたいが、対象事業の実施区域と実際に設置する予定範囲が示されているが、実施区域の範囲がとても広く、実際に風力発電機を設置する赤いゾーンとそれ以外のゾーンでは、開発の範囲は違うと思う。その辺りがどういう感じになるか、少しイメージができない。例えば南の方に伸びているのは、作業管理道路等々であろうというのは分かるが、このエリア全体がどのようなイメージで影響を受けるのかが理解できなかった。なので、簡単にそれがイメージできるような話が聞けると嬉しい。それも含めて景観なのか</p>

	などというのもあるので、何かお示しできるものがあれば教えてほしい。
事業者	5 ページになるが、対象事業実施区域が黄色い枠で囲われており、実際の風力発電機設置予定範囲が赤い斜線で示されている。風車が立つ場所の予定地というのは赤いハッチングをかけているところだが、そこに至るまでの作業ルートやそういったものを作るとか整備するといったことを踏まえて、こういった対象事業実施区域というものを設定している。そのため、黄色く囲った枠をすべて大規模に開発するというのではなく、あくまでこの赤いところに建てる予定の風車に至るまでのルートも、開発や整備を行うということを踏まえた範囲の設定となっているので、この範囲すべてを大規模に開発するといったことではないと理解してほしい。
事業者	補足すると、26 ページを見てもらいたいと思うが、社会インフラの整備状況というページがあり、赤い斜線の南西側の部分の実施範囲としては、茶色で示している既存林道も活用できないかというところで、南側からの細かいルートと合わせて示している。ただ現状これから設計をしていくので、実際にここを使うかどうかを含めこれからの検討にはなるが、使う可能性も含めて実施区域に設定している。
委員	より開発が入る部分とそうでない部分に関して、より変化が大きいと思われる辺りをしっかりと見てもらえたらと思う。
事業者	承知した。
委員	本日の議題は以上だが、事務局からの連絡事項等あるか。
事務局	(会議録の作成及びホームページへの掲載、次回審査会の日程等に関する報告)
委員	今日の議論を踏まえて、現地に行くか行かないかということに関しては、もう確認はしなくてよいのか。
委員	現地視察について、委員の皆様からの意見を踏まえ、いかがだろうか。視察を行った方がよろしいか。
委員	香川県は景観だけということもあり、どういう状況か、どういう場所かということを実際に見ることも必要かと思う。今日その説明がなかったなので、行ったほうがより我々の判断が十分にできると思う。行ったほうがよいと思う。
委員	鳴門というのはタカの渡りですごく人気の場所で、香川からもたくさんの方が行く。県外ではあるが、すごく県内からもその景観の評価が必要なぐらい近いところということで、香川県で審査が行われるのであれば、やはりどういう状況なのかというのを現地で見ないと、なかなか難しいのかなと思うところを感じている。もし可能であればぜひ現地視察に行きたい。
委員	今回初めて参加するので現地視察を行うかどうかの判断基準があるのかないのかよくわからないが、今回は景観の観点での評価ということであれば、現地に行かず、東かがわ市に行き、そこから候補地を見るとかそういったかたちになるのか。それとも、徳島県側の建設予定地まで入るといような形になるのか。今までの進め方がわかっていないため、そのあたりを教えてもらいたい。
事務局	現地に行くか東かがわ市の方から見るかを検討し、後日提案したい。
委員	徳島県の現地はどこまで入れるかというところがまだ少しわからない。ここは詰めていかなければいけないと思う。
委員	今日は景観以外の部分もいろいろ説明があったが、そこに関しては、徳島県側の方でしっかり審議されるということなので、香川県側の委員会として必要なことを考えたい。
委員	現地に行くか行かないかは、判断しかねる。
委員	方法書の手続きにおいて、90 日以内に知事意見をまとめないといけないのであれば、現地視察をしてさらに方法書に反映しようとする、ものすごくスケジュールがタイトだと思う。反映するということまで難しいが、現地を見てみたいぐらいであればよいのかもしれないが、それだと意味があるのかは少し悩ましい。
委員	これはもう少し事務局の方で詰めて、それから最終的にそのスケジュール的なところも踏まえて、どこに行くかということも、もう一度検討するということがよろしいか。
事務局	了解した。

委員	<p>それでは、視察については、少しスケジュール的なことも踏まえて、改めて提案する。他に意見等はあるか。 (参加委員、意見なし)</p> <p>本日の議事はこれで終了したいと思う。長時間ご審議ありがとうございました。</p>
----	--